【論点整理3】 民法の改正について

《現状》

- 平成30年6月に次のとおり改正(施行は平成34年4月)
 - ▶ 改正点;成年年齢を20歳から18歳へ引き下げ(未成年者取消権の対象年齢が変更)
- 北海道消費生活条例における「未成年者」の規定
 - ▶ 「未成年者」に関わる規定はない

《課題》

- 民法改正を踏まえた条例改正の必要性
 - ▶ 北海道消費生活条例で「年齢」が規定されている条文での対応の可否

「 年 齢 」 関 係 規 定	可否
【条例第2条第2項】 消費者の自立の支援に当たっては、消費者の安全の確保等に関して事業者による適正な事業活動の確保が図られるとともに、消費者の <u>年齢</u> その他の特性に配慮されなければならない。	・条例改正 ・規則改正 ・逐条解説 ・ そ の他
【施行規則第3条の2】 条例第16条第1項に規定する規則で定める不当な取引方法は、別表のとおりと する。	_
【別表(第3条の2関係)】 2 条例第16条第1項第2号の規定に該当する不当な取引方法 (1) 略 (2) <u>年齢</u> その他の要因による消費者の判断力の不足に乗じて、契約の締結を 勧誘し、又は契約を締結させること。 条例第16条第1項第2号 消費者の知識、経験、財産等の状況に照らして不適当な契約と認められるにもかかわらず、又は消費者の判断力の不足に乗ずることにより、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。	・条例改正 ・規則改正 ・逐条解説 ・ その他
5 条例第16条第1項第5号の規定に該当する不当な取引方法 (1)消費者の年齢、職業、収入その他の事項について、契約に関する書面又はこれに付随する書面(以下「契約書面等」という。)に虚偽の記載をし、又は消費者に虚偽の記載をさせることにより、当該消費者に不当な不利益を与えることとなる契約を締結させること。 (2)~(13)略 条例第16条第1項第5号 信義誠実の原則に反し、消費者に不当な不利益を与えることとなる内容の契約を締結させること。	・条例改正 ・規則改正 ・ <u>逐条解</u> 説 ・その他

《成年年齢引き下げに対する意見》

- 審議会;消費者教育の充実が必要
- 議会議論;引き下げに伴う若者の消費者被害が懸念され、これを防止するため、中学生・高校生を対象とした消費者教育が重要。
 - ⇒教育委員会や消費者団体等と連携し、学校訪問講座や教職員対象のセミナーの実施するなどして、消費者教育を充実していく。

《対応(案)》

- ▶ 現行条例においては、特定の年齢を定めて規制しているものではないため、法の対象年齢が変更されることによって、条例の目的、消費者と事業者の関係、取引の変更等に及ぶものではなく、条例改正は要しないと考えられる。
- ▶ 現時点においても、条例第27条や第2次北海道消費生活基本計画に基づいて、消費者教育が展開されているところであるが、2022年4月の施行を見据え、施行時の成年年齢層に達する中高生を重点に消費者教育への取組を充実することが必要であると考えられる。